

岐阜県知事選挙

投票日 1月24日(日)

問合せ 市選挙管理委員会 (☎47-8292)

任期満了に伴う岐阜県知事選挙が、1月7日(木)に告示され、1月24日(日)に投票が行われる予定です。

今回は、期日前投票や不在者投票などについてお知らせします。貴重な一票を大切にして、明日の県政を託すのにふさわしい人を選びましょう。

また、市選挙管理委員会では、選挙人の皆さんのが安心して投票できるよう、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策を実施します。ご理解とご協力をお願いします。

貴重な一票 忘れず投票を

あなたの投票所は
市ホームページで
確認できます。



QRコード

＜期日前投票＞

投票日当日に仕事や旅行などで投票所に行けないことが見込まれる人は、期日前投票ができます（場所と日時は下表のとおり）。

期日前投票には、「期日前投票宣誓書兼請求書」が必要です。投票所入場券=右見本=の下部に印刷されていますので、必要事項を記入して持参すると、スムーズに受け付けていただけます。

岐阜県知事選挙 投票所入場券	
員	番号
当曰	日時
投票	投票所
期日前	日時
投票所	上記期間の間（午前8時30分から午後8時まで） 投票
見本	
期日前投票 宣誓書兼請求書	
該当する事由をご選択ください。	
期日前投票を行ふ人のご記入ください。 私は、選挙の当日、右の事由に該当する場合があります。 これが真実であることを誓い、あわせて投票用紙を提出する ことを誓います。	
令和 3 年 1 月 1 日	令和 3 年 1 月 1 日
生年 月日	年齢
昭・平	歳
氏名	性別
現住所	（このため、他の市区町村に居住） 住所移転 （このため、他の市区町村に居住） 6号（により、投票所に到達困難）

場 所	日 時
市役所 1階多目的スペース	1月8日(金)から 23日(土)までの毎日
上石津地域事務所 1階第1会議室	1月16日(土)から 23日(土)までの毎日
墨俣地域事務所 2階地域政策課	午前 8 時 30 分から 午後 8 時まで

＜郵便等による不在者投票＞

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人および介護保険法による要介護者で、次の条件に該当する人は、「郵便等による不在者投票」ができます。

利用には、「郵便等投票証明書」の事前申請が必要です。すでに証明書をお持ちの人も、有効期限をお確かめください。

なお、郵便等による不在者投票の投票用紙の請求期限は、1月20日(水)の午後5時(必着)です。

区 分	障がいの部位など	程 度
身体 障がい者	両下肢、体幹または移動機能の障がい	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい	1級・3級
	免疫または肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者	両下肢または体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がい	特別項症～第3項症
要介護者	介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」	

＜郵便等による不在者投票の代理記載制度＞

上記の「郵便等による不在者投票」を行う人のうち、次の条件に該当し、自分で投票の記載ができない人は、事前に申請した上で、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する人に代理記載してもらうことができます。

区 分	障がいの部位など	程 度
身体 障がい者	上肢または視覚の障がい	1級
戦傷病者	上肢または視覚の障がい	特別項症～第2項症

＜投票所入場券＞

投票所入場券（長3封筒サイズの用紙に濃茶色で印刷）は、告示日ごとに各世帯に郵送します。投票所および期日前投票所には、有権者ごとに切り離してお持ちください。

なお、選挙権のある人は、投票所入場券が届いていない場合や持ち忘れた場合でも投票ができます。本人確認ができるものをお持ちください。

選挙公報は、新聞折り込み（中日・岐阜・毎日・朝日・読売・日本経済新聞の朝刊）のほか、市役所、上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンターなどで配布します。郵送を希望される人は、市選挙管理委員会までお知らせください。

